

特定用途制限地域内における建築物の用途制限の概要（令和2年4月1日から）

浅口市

特定用途制限地域内における建築物の用途制限 ○：建てられる用途 ■：建てられない用途（塗りつぶした部分） ①、②、▲：面積、階数等の制限あり。		田園環境居住地区	沿道住商複合地区	沿道複合機能地区	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	▲	○	○	▲2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	○	○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	○	○	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	■	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	▲	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	■	○	○	
ホテル、旅館	■	▲	○	▲3,000㎡以下	
風俗施設・遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	■	▲	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	○	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	
	病院	○	○	○	
	公衆浴場	○	○	○	
	診療所、保育所等	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	
	自動車教習所	■	▲	○	▲3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）	▲	▲	○	▲300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫	①	②	○	①3,000㎡以下 2階以下 ②2階以下	
①②については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり。			
倉庫業倉庫	■	■	○		
自家用倉庫	①	②	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下	
畜舎（15㎡を超えるもの）	■	▲	○	▲3,000㎡以下	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が 50㎡以下	▲	○	○	原動機の制限あり。 ▲2階以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	①	②	原動機・作業内容の制限あり。	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	②	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■		
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	■	■	■		
自動車修理工場	■	①	②	作業場の床面積 ①50㎡以下 ② 300㎡以下 原動機の制限あり。	
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	①	②	○	① 1,500㎡以下 2階以下
	量が少ない施設	■	■	○	② 3,000㎡以下
	量がやや多い施設	■	■	■	
	量が多い施設	■	■	■	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要			

- 本表は概要であり、全ての制限について記載したものではありません。
- 建てられない用途であっても、良好な環境を害するおそれがない等と認められる建築物は、特例で許可できる場合があります。
- 地区計画が決定されている場合は、建てられない用途であっても、地区計画の内容に適合する建築物の建築は可能です。